

## 仕 様 書 (A)

### 1 件 名

自衛隊愛媛地方協力本部庁舎で使用する電気

### 2 電気使用場所及び予定使用量等

地区名	所在地	現契約種別 (四国電力)	年間予定使用 電力量(kwh)
自衛隊愛媛 地方協力本部	愛媛県松山市三番町 8丁目352-1	従量電灯B	16,100
		低 圧	10,100

### 3 使用期間

令和5年4月1日0時00分～契約担当官が示す日（令和5年7月以降とし、細部は契約者との協議による。）

### 4 要求要件

- (1) 施設が要求する期間中、施設の設備等利用して安定した電気の供給が可能であること。
- (2) 障害等が発生した場合は、迅速に対処できる体制を有すること。
- (3) 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率100%以上とすること。  
参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件 [http://there100.org/going\\_100](http://there100.org/going_100)
- (4) 電気料金の支払いは、契約者の請求に基づく銀行振り込みが可能であること。

### 5 環境配慮契約法に基づく裾切り要件

二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し別紙第1に掲げる条件を満たすこと。

### 6 電力量の計量

- (1) 自動検針装置 : 無
- (2) 電力会社の検針方法：自動検針（スマートメーター）
- (3) 電力量計構成

ア 従量電灯：メーカー 大崎電気工業  
型式 A6YA-TL r 形  
精度 単相3線式100V 120A 60Hz  
2016年製

イ 低 圧 : メーカー 四国計測工業  
型式 G3RA-TLr形  
精度 三相3線式200V 120A 60Hz  
2020年製

7 供給地点

(1) 従量電灯B

供給地点特定番号：08-0511-1938-0250-0010-0000

(2) 低圧電力

供給地点特定番号：08-0511-1938-0250-0030-0000

8 電気工作物の財産分界点

供給地点に同じ。

9 保安上の責任分界点

供給地点に同じ。

10 入札価格の算定について

燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないものとする。

11 提出書類

(1) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）

(2) 電気事業法（39年法律第170号）第3条第1項の規定により、一般電気事業者の許可を受けていることを証明する書類、又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出をしていることを証明する書類

(3) 供給する能力があることを証明する発電設備の概要説明書

(4) 障害支援体制に関する資料

(5) 供給条件に関する資料

(6) 特定規模電気事業者は、「電気託送確約書」及び一般電気事業者との接続が可能であることを証明する書類を添付する（原則として、一般電気事業者からの「接続検討結果」を添付すること）

(7) 検針終了後、前月の電気使用量等を別紙第2及び別紙第3又はこれに準じた様式により、送付すること。

(8) 供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料（細部は別紙第4）を各半期ごと提出すること。

(9) 再生可能エネルギー電源の割当計画書

12 添付書類

別紙第1 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する  
条件

別紙第2 電気使用量について

別紙第3 電気料金計算書

別紙第4 特定電源割当証明書

別紙第5 月別予定使用量

## 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

## 1 条件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和2年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和2年度の未利用エネルギー活用状況、③令和2年度の再生可能エネルギー導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要素	区分	得点
①令和2年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO <sub>2</sub> /kWh）	0.000以上 0.425未満	70
	0.425以上 0.450未満	65
	0.450以上 0.475未満	60
	0.475以上 0.500未満	55
	0.500以上 0.525未満	50
	0.525以上 0.550未満	45
	0.550以上 0.575未満	40
	0.575以上 0.600未満	35
	0.600以上 0.625未満	30
	0.625以上 0.650未満	25
	0.650以上 0.690未満	20
	0.690以上	0
②令和2年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和2年度の再生可能エネルギー導入状況	7.50%以上	20
	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、属表「各用語の定義」を参照。

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(平成30年12月改定)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期(参入日から1年以内に限る)を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

## 2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1(1)の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

属紙「適合証明書」

## 3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1(1)の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1(1)の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1(1)の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定 義
①令和2年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	<p>「令和2年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。</p> <p>地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和2年度の調整後二酸化炭素排出係数</p>
②令和2年度の未利用エネルギー活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和2年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和2年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和元年度の供給電力量(需要端)(KWh)で除した数値 (算定方式)</p> $\text{令和2年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和2年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和元年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。)をいう。</p> <p>① 工場等の廃熱又は排圧</p> <p>② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)」(以下「FIT法」という。)第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。)</p> <p>③ 高炉ガス又は副生ガス</p>

<p>②令和2年度の未利用エネルギー活用状況</p>	<p>3 令和2年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4 令和2年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>③令和2年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式) <math display="block">\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100</math></p> <p>令和2年度の再生可能エネルギーの導入状況(%) = <math display="block">\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100</math></p> <p>① 令和2年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(KWh))</p> <p>② 令和2年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kwh))(ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。)</p> <p>③ グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kwh)(ただし、令和元年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kwh)(ただし、令和2年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kwh)(ただし、令和2年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑥ 令和2年度の供給電力量(需要端(kwh))</p> <p>1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)</p> <p>2 令和2年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3 令和2年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>

<p>④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化）</li> <li>・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入）</li> </ul> <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>
-----------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



適 合 証 明 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

分任契約担当官  
自衛隊愛媛地方協力本部長 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇  
商号又は名称 〇〇株式会社  
代表者氏名 〇〇 〇〇 印

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ( )	

2 令和2年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和2年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO2/kWh)		
②	令和2年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和2年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ~ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注1) 「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙第1により算出した値を記載

注2) 2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注3) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

## 電気使用量について（ 年 月 分）

## 1 従量電灯

契約電力量	Kw
-------	----

使用期間	月 日～ 月 日
------	----------

計器	前日	最大	有効	無効
当月（外）指示数				
前月（付）指示数				
差引				
乗率	×8,000	×8,000	×8,000	×8,000
修正率				
使用量	Kwh	Kwh	Kwh	Kwh

燃料費調整単価	円
---------	---

月間力率	%
------	---

## 2 低 圧

契約電力量	Kw
-------	----

使用期間	月 日～ 月 日
------	----------

計器	前日	最大	有効	無効
当月（外）指示数				
前月（付）指示数				
差引				
乗率	×8,000	×8,000	×8,000	×8,000
修正率				
使用量	Kwh	Kwh	Kwh	Kwh

燃料費調整単価	円
---------	---

月間力率	%
------	---

## 電気料金計算書（ 年 月分）

## ○ 使用実績（従量電灯）

使用期間	月 日～ 月 日
契約電力量	kw
使用電力量	Kwh
最大電力	Kw
力率	%

## ○ 電気料金（従量電灯）

	単価		料金適用電力	力率修正	料金
基本料金	円	×	Kw	× (185% - 力率)	円
電力量料金	円	×	Kwh		円
燃料費調整額	円	×	Kwh		円
小 計					円
消費税等相当額					円
請求金額					円

## ○ 使用実績（低圧）

使用期間	月 日～ 月 日
契約電力量	kw
使用電力量	Kwh
最大電力	Kw
力率	%

## ○ 電気料金（低圧）

	単価		料金適用電力	力率修正	料金
基本料金	円	×	Kw	× (185% - 力率)	円
電力量料金	円	×	Kwh		円
燃料費調整額	円	×	Kwh		円
小 計					円
消費税等相当額					円
請求金額					円

払込期限	年 月 日
------	-------



再生可能エネルギー由来電力量の内訳 (〇月)

1 再生電機

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー 源種類	割当電力量 (kwh)
合計 (kwh)			

2 証書による環境価値移転量 (環境価値を持つ証書を用いた電力メニユーを供給する場合のみ記載)

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー 源種類	環境価値移転量
合計 (kwh)			

総計 (kwh)

月別予定使用量  
(令和5年4月～令和6年3月)

	従量電灯予定使用量 (kwh)	低圧予定使用量 (kwh)	備考
令和5年 4月	3,100	100	
令和5年 5月	3,000	100	
令和5年 6月	3,100	900	
令和5年 7月	3,400	4,000	
令和5年 8月	3,200	4,700	
令和5年 9月	100	100	
令和5年10月	100	100	
令和5年11月	100	100	
令和5年12月	0	0	
令和6年 1月	0	0	
令和6年 2月	0	0	
令和6年 3月	0	0	
年間合計	16,100	10,100	

## 仕様書 (A)

### 1 件名

自衛隊愛媛地方協力本部庁舎で使用する電気

### 2 電気使用場所及び予定使用量等

地区名	所在地	現契約種別 (四国電力)	年間予定使用 電力量(kwh)
自衛隊愛媛 地方協力本部	愛媛県松山市三番町 8丁目352-1	従量電灯B	16,100
		低圧	10,100

### 3 使用期間

令和5年4月1日0時00分～契約担当官が示す日（令和5年7月以降とし、細部は契約者との協議による。）

### 4 要求要件

- (1) 施設が要求する期間中、施設の設備等利用して安定した電気の供給が可能であること。
- (2) 障害等が発生した場合は、迅速に対処できる体制を有すること。
- (3) 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率60%以上とすること。  
参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件 [http://there100.org/going\\_100](http://there100.org/going_100)
- (4) 電気料金の支払いは、契約者の請求に基づく銀行振り込みが可能であること。

### 5 環境配慮契約法に基づく裾切り要件

二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し別紙第1に掲げる条件を満たすこと。

### 6 電力量の計量

- (1) 自動検針装置 : 無
- (2) 電力会社の検針方法 : 自動検針 (スマートメーター)
- (3) 電力量計構成

ア 従量電灯 : メーカー 大崎電気工業  
型式 A6YA-TL r 形  
精度 単相3線式100V 120A 60Hz  
2016年製

イ 低 圧 : メーカー 四国計測工業  
型式 G3RA-TLr形  
精度 三相3線式200V 120A 60Hz  
2020年製

7 供給地点

(1) 従量電灯B

供給地点特定番号：08-0511-1938-0250-0010-0000

(2) 低圧電力

供給地点特定番号：08-0511-1938-0250-0030-0000

8 電気工作物の財産分界点

供給地点に同じ。

9 保安上の責任分界点

供給地点に同じ。

10 入札価格の算定について

燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないものとする。

11 提出書類

- (1) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）
- (2) 電気事業法（39年法律第170号）第3条第1項の規定により、一般電気事業者の許可を受けていることを証明する書類、又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出をしていることを証明する書類
- (3) 供給する能力があることを証明する発電設備の概要説明書
- (4) 障害支援体制に関する資料
- (5) 供給条件に関する資料
- (6) 特定規模電気事業者は、「電気託送確約書」及び一般電気事業者との接続が可能であることを証明する書類を添付する（原則として、一般電気事業者からの「接続検討結果」を添付すること）
- (7) 検針終了後、前月の電気使用量等を別紙第2及び別紙第3又はこれに準じた様式により、送付すること。
- (8) 供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料（細部は別紙第4）を各半期ごと提出すること。
- (9) 再生可能エネルギー電源の割当計画書



12 添付書類

別紙第1 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する  
条件

別紙第2 電気使用量について

別紙第3 電気料金計算書

別紙第4 特定電源割当証明書

別紙第5 月別予定使用量

## 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

## 1 条件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和2年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和2年度の未利用エネルギー活用状況、③令和2年度の再生可能エネルギー導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要素	区分	得点
①令和2年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO <sub>2</sub> /kWh）	0.000以上 0.425未満	70
	0.425以上 0.450未満	65
	0.450以上 0.475未満	60
	0.475以上 0.500未満	55
	0.500以上 0.525未満	50
	0.525以上 0.550未満	45
	0.550以上 0.575未満	40
	0.575以上 0.600未満	35
	0.600以上 0.625未満	30
	0.625以上 0.650未満	25
	0.650以上 0.690未満	20
②令和2年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和2年度の再生可能エネルギー導入状況	7.50%以上	20
	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、属表「各用語の定義」を参照。

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（平成30年12月改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

## 2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1（1）の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

属紙「適合証明書」

## 3 契約期間内における努力等

- （1）契約事業者は、契約期間の1年間についても、1（1）の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- （2）1（1）の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1（1）の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定 義
①令和2年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	<p>「令和2年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。</p> <p>地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和2年度の調整後二酸化炭素排出係数</p>
②令和2年度の未利用エネルギー活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和2年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和2年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和元年度の供給電力量（需要端）(KWh)で除した数値 (算定方式)</p> $\text{令和2年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和2年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和元年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ <p>1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。</p> <p>① 工場等の廃熱又は排圧</p> <p>② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」（以下「FIT法」という。）第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）</p> <p>③ 高炉ガス又は副生ガス</p>

<p>②令和2年度の未利用エネルギー活用状況</p>	<p>3 令和2年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4 令和2年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>③令和2年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式) <math display="block">\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100</math></p> <p>令和2年度の再生可能エネルギーの導入状況(%) = <math display="block">\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100</math></p> <p>① 令和2年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(KWh))</p> <p>② 令和2年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kwh))(ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。)</p> <p>③ グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kwh)(ただし、令和元年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kwh)(ただし、令和2年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kwh)(ただし、令和2年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑥ 令和2年度の供給電力量(需要端(kwh))</p> <p>1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)</p> <p>2 令和2年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3 令和2年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>

<p>④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化）</li><li>・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入）</li></ul> <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>
-----------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

適 合 証 明 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

分任契約担当官  
自衛隊愛媛地方協力本部長 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇  
商号又は名称 〇〇株式会社  
代表者氏名 〇〇 〇〇 印

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ( )	

2 令和2年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和2年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO2/kWh)		
②	令和2年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和2年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ~ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注1) 「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙第1により算出した値を記載

注2) 2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注3) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

## 電気使用量について（ 年 月 分）

## 1 従量電灯

契約電力量	Kw
-------	----

使用期間	月 日～ 月 日
------	----------

計器	前日	最大	有効	無効
当月（外）指示数				
前月（付）指示数				
差引				
乗率	×8,000	×8,000	×8,000	×8,000
修正率				
使用量	Kwh	Kwh	Kwh	Kwh

燃料費調整単価	円
---------	---

月間力率	%
------	---

## 2 低 圧

契約電力量	Kw
-------	----

使用期間	月 日～ 月 日
------	----------

計器	前日	最大	有効	無効
当月（外）指示数				
前月（付）指示数				
差引				
乗率	×8,000	×8,000	×8,000	×8,000
修正率				
使用量	Kwh	Kwh	Kwh	Kwh

燃料費調整単価	円
---------	---

月間力率	%
------	---



## 電気料金計算書（ 年 月分）

## ○ 使用実績（従量電灯）

使用期間	月 日～ 月 日
契約電力量	kw
使用電力量	Kwh
最大電力	Kw
力率	%

## ○ 電気料金（従量電灯）

	単価		料金適用電力	力率修正	料金
基本料金	円	×	Kw	× (185% - 力率)	円
電力量料金	円	×	Kwh		円
燃料費調整額	円	×	Kwh		円
小 計					円
消費税等相当額					円
請求金額					円

## ○ 使用実績（低圧）

使用期間	月 日～ 月 日
契約電力量	kw
使用電力量	Kwh
最大電力	Kw
力率	%

## ○ 電気料金（低圧）

	単価		料金適用電力	力率修正	料金
基本料金	円	×	Kw	× (185% - 力率)	円
電力量料金	円	×	Kwh		円
燃料費調整額	円	×	Kwh		円
小 計					円
消費税等相当額					円
請求金額					円

払込期限	年 月 日
------	-------



再生可能エネルギー由来電力量の内訳 (〇月)

1 再生電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー 源種類	割当電力量 (kwh)
合計 (kwh)			

2 証書による環境価値移転量 (環境価値を持つ証書を用いた電力メニユーを供給する場合のみ記載)

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー 源種類	環境価値移転量
合計 (kwh)			

総計 (kwh)

月別予定使用量  
(令和5年4月～令和6年3月)

	従量電灯予定使用量 (kwh)	低圧予定使用量 (kwh)	備考
令和5年 4月	3,100	100	
令和5年 5月	3,000	100	
令和5年 6月	3,100	900	
令和5年 7月	3,400	4,000	
令和5年 8月	3,200	4,700	
令和5年 9月	100	100	
令和5年10月	100	100	
令和5年11月	100	100	
令和5年12月	0	0	
令和6年 1月	0	0	
令和6年 2月	0	0	
令和6年 3月	0	0	
年間合計	16,100	10,100	

## 仕 様 書 (A)

### 1 件 名

自衛隊愛媛地方協力本部庁舎で使用する電気

### 2 電気使用場所及び予定使用量等

地区名	所在地	現契約種別 (四国電力)	年間予定使用 電力量(kwh)
自衛隊愛媛 地方協力本部	愛媛県松山市三番町 8丁目352-1	従量電灯B	16,100
		低 圧	10,100

### 3 使用期間

令和5年4月1日0時00分～契約担当官が示す日（令和5年7月以降とし、細部は契約者との協議による。）

### 4 要求要件

- (1) 施設が要求する期間中、施設の設備等利用して安定した電気の供給が可能であること。
- (2) 障害等が発生した場合は、迅速に対処できる体制を有すること。
- (3) 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率30%以上とすること。  
参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件 [http://there100.org/going\\_100](http://there100.org/going_100)
- (4) 電気料金の支払いは、契約者の請求に基づく銀行振り込みが可能であること。

### 5 環境配慮契約法に基づく裾切り要件

二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し別紙第1に掲げる条件を満たすこと。

### 6 電力量の計量

- (1) 自動検針装置 : 無
- (2) 電力会社の検針方法 : 自動検針 (スマートメーター)
- (3) 電力量計構成

ア 従量電灯 : メーカー 大崎電気工業  
型式 A6YA-TLr形  
精度 単相3線式100V 120A 60Hz  
2016年製

イ 低 圧 : メーカー 四国計測工業  
型式 G3RA-TLr形  
精度 三相3線式200V 120A 60Hz  
2020年製

7 供給地点

(1) 従量電灯B

供給地点特定番号：08-0511-1938-0250-0010-0000

(2) 低圧電力

供給地点特定番号：08-0511-1938-0250-0030-0000

8 電気工作物の財産分界点

供給地点に同じ。

9 保安上の責任分界点

供給地点に同じ。

10 入札価格の算定について

燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないものとする。

11 提出書類

(1) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）

(2) 電気事業法（39年法律第170号）第3条第1項の規定により、一般電気事業者の許可を受けていることを証明する書類、又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出をしていることを証明する書類

(3) 供給する能力があることを証明する発電設備の概要説明書

(4) 障害支援体制に関する資料

(5) 供給条件に関する資料

(6) 特定規模電気事業者は、「電気託送確約書」及び一般電気事業者との接続が可能であることを証明する書類を添付する（原則として、一般電気事業者からの「接続検討結果」を添付すること）

(7) 検針終了後、前月の電気使用量等を別紙第2及び別紙第3又はこれに準じた様式により、送付すること。

(8) 供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料（細部は別紙第4）を各半期ごと提出すること。

(9) 再生可能エネルギー電源の割当計画書

12 添付書類

別紙第1 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する  
条件

別紙第2 電気使用量について

別紙第3 電気料金計算書

別紙第4 特定電源割当証明書

別紙第5 月別予定使用量

## 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

## 1 条件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和2年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和2年度の未利用エネルギー活用状況、③令和2年度の再生可能エネルギー導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要素	区分	得点
①令和2年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO2/kWh）	0.000以上 0.425未満	70
	0.425以上 0.450未満	65
	0.450以上 0.475未満	60
	0.475以上 0.500未満	55
	0.500以上 0.525未満	50
	0.525以上 0.550未満	45
	0.550以上 0.575未満	40
	0.575以上 0.600未満	35
	0.600以上 0.625未満	30
	0.625以上 0.650未満	25
	0.650以上 0.690未満	20
②令和2年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和2年度の再生可能エネルギー導入状況	7.50%以上	20
	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、属表「各用語の定義」を参照。



※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（平成30年12月改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

## 2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1（1）の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

属紙「適合証明書」

## 3 契約期間内における努力等

- （1）契約事業者は、契約期間の1年間についても、1（1）の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- （2）1（1）の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1（1）の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定 義
①令和2年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	<p>「令和2年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和2年度の調整後二酸化炭素排出係数</p>
②令和2年度の未利用エネルギー活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和2年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和2年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和元年度の供給電力量(需要端)(KWh)で除した数値 (算定方式)</p> $\text{令和2年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和2年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和元年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。)をいう。</p> <p>① 工場等の廃熱又は排圧</p> <p>② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)」(以下「FIT法」という。)第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。)</p> <p>③ 高炉ガス又は副生ガス</p>

<p>②令和2年度の未利用エネルギー活用状況</p>	<p>3 令和2年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4 令和2年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>③令和2年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式) <math display="block">\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100</math></p> <p>令和2年度の再生可能エネルギーの導入状況(%) = <math display="block">\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100</math></p> <p>① 令和2年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(KWh))</p> <p>② 令和2年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kwh))(ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。)</p> <p>③ グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kwh)(ただし、令和元年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kwh)(ただし、令和2年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kwh)(ただし、令和2年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑥ 令和2年度の供給電力量(需要端(kwh))</p> <p>1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)</p> <p>2 令和2年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3 令和2年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>

<p>④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化）</li> <li>・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入）</li> </ul> <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>
-----------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

適 合 証 明 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

分任契約担当官  
自衛隊愛媛地方協力本部長 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇  
商号又は名称 〇〇株式会社  
代表者氏名 〇〇 〇〇 印

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ( )	

2 令和2年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和2年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO2/kWh)		
②	令和2年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和2年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ~ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注1) 「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙第1により算出した値を記載

注2) 2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注3) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

## 電気使用量について（ 年 月 分）

## 1 従量電灯

契約電力量	Kw
-------	----

使用期間	月 日～ 月 日
------	----------

計器	前日	最大	有効	無効
当月（外）指示数				
前月（付）指示数				
差引				
乗率	×8,000	×8,000	×8,000	×8,000
修正率				
使用量	Kwh	Kwh	Kwh	Kwh

燃料費調整単価	円
---------	---

月間力率	%
------	---

## 2 低 圧

契約電力量	Kw
-------	----

使用期間	月 日～ 月 日
------	----------

計器	前日	最大	有効	無効
当月（外）指示数				
前月（付）指示数				
差引				
乗率	×8,000	×8,000	×8,000	×8,000
修正率				
使用量	Kwh	Kwh	Kwh	Kwh

燃料費調整単価	円
---------	---

月間力率	%
------	---

## 電気料金計算書（ 年 月分）

## ○ 使用実績（従量電灯）

使用期間	月 日～ 月 日
契約電力量	kw
使用電力量	Kwh
最大電力	Kw
力率	%

## ○ 電気料金（従量電灯）

	単価		料金適用電力	力率修正	料金
基本料金	円	×	Kw	× (185% - 力率)	円
電力量料金	円	×	Kwh		円
燃料費調整額	円	×	Kwh		円
小 計					円
消費税等相当額					円
請求金額					円

## ○ 使用実績（低圧）

使用期間	月 日～ 月 日
契約電力量	kw
使用電力量	Kwh
最大電力	Kw
力率	%

## ○ 電気料金（低圧）

	単価		料金適用電力	力率修正	料金
基本料金	円	×	Kw	× (185% - 力率)	円
電力量料金	円	×	Kwh		円
燃料費調整額	円	×	Kwh		円
小 計					円
消費税等相当額					円
請求金額					円

払込期限	年 月 日
------	-------





再生可能エネルギー由来電力量の内訳 (〇月)

1 再生エネルギー

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー 源種類	割当電力量 (kwh)
合計 (kwh)			

2 証書による環境価値移転量 (環境価値を持つ証書を用いた電力メジャーを供給する場合のみ記載)

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー 源種類	環境価値移転量
合計 (kwh)			

総計 (kwh)

月別予定使用量  
(令和5年4月～令和6年3月)

	従量電灯予定使用量 (kwh)	低圧予定使用量 (kwh)	備考
令和5年 4月	3,100	100	
令和5年 5月	3,000	100	
令和5年 6月	3,100	900	
令和5年 7月	3,400	4,000	
令和5年 8月	3,200	4,700	
令和5年 9月	100	100	
令和5年10月	100	100	
令和5年11月	100	100	
令和5年12月	0	0	
令和6年 1月	0	0	
令和6年 2月	0	0	
令和6年 3月	0	0	
年間合計	16,100	10,100	

## 仕 様 書 (A)

### 1 件 名

自衛隊愛媛地方協力本部庁舎で使用する電気

### 2 電気使用場所及び予定使用量等

地区名	所在地	現契約種別 (四国電力)	年間予定使用 電力量(kwh)
自衛隊愛媛 地方協力本部	愛媛県松山市三番町 8丁目352-1	従量電灯B	16,100
		低 圧	10,100

### 3 使用期間

令和5年4月1日0時00分～契約担当官が示す日（令和5年7月以降とし、細部は契約者との協議による。）

### 4 要求要件

- (1) 施設が要求する期間中、施設の設備等利用して安定した電気の供給が可能であること。
- (2) 障害等が発生した場合は、迅速に対処できる体制を有すること。
- (3) 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率0%以上とすること。  
参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件 [http://there100.org/going\\_100](http://there100.org/going_100)
- (4) 電気料金の支払いは、契約者の請求に基づく銀行振り込みが可能であること。

### 5 環境配慮契約法に基づく裾切り要件

二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し別紙第1に掲げる条件を満たすこと。

### 6 電力量の計量

- (1) 自動検針装置 : 無
- (2) 電力会社の検針方法 : 自動検針 (スマートメーター)
- (3) 電力量計構成

ア 従量電灯 : メーカー 大崎電気工業  
型式 A6YA-TLr形  
精度 単相3線式100V 120A 60Hz  
2016年製

イ 低 圧 : メーカー 四国計測工業  
型式 G3RA-TLr形  
精度 三相3線式200V 120A 60Hz  
2020年製

## 7 供給地点

### (1) 従量電灯B

供給地点特定番号：08-0511-1938-0250-0010-0000

### (2) 低圧電力

供給地点特定番号：08-0511-1938-0250-0030-0000

## 8 電気工作物の財産分界点

供給地点に同じ。

## 9 保安上の責任分界点

供給地点に同じ。

## 10 入札価格の算定について

燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないものとする。

## 11 提出書類

### (1) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）

### (2) 電気事業法（39年法律第170号）第3条第1項の規定により、一般電気事業者の許可を受けていることを証明する書類、又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出をしていることを証明する書類

### (3) 供給する能力があることを証明する発電設備の概要説明書

### (4) 障害支援体制に関する資料

### (5) 供給条件に関する資料

### (6) 特定規模電気事業者は、「電気託送確約書」及び一般電気事業者との接続が可能であることを証明する書類を添付する（原則として、一般電気事業者からの「接続検討結果」を添付すること）

### (7) 検針終了後、前月の電気使用量等を別紙第2及び別紙第3又はこれに準じた様式により、送付すること。

### (8) 供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料（細部は別紙第4）を各半期ごと提出すること。

### (9) 再生可能エネルギー電源の割当計画書

12 添付書類

別紙第1 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する  
条件

別紙第2 電気使用量について

別紙第3 電気料金計算書

別紙第4 特定電源割当証明書

別紙第5 月別予定使用量

## 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

## 1 条件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和2年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和2年度の未利用エネルギー活用状況、③令和2年度の再生可能エネルギー導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要素	区分	得点
①令和2年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO2/kWh）	0.000以上 0.425未満	70
	0.425以上 0.450未満	65
	0.450以上 0.475未満	60
	0.475以上 0.500未満	55
	0.500以上 0.525未満	50
	0.525以上 0.550未満	45
	0.550以上 0.575未満	40
	0.575以上 0.600未満	35
	0.600以上 0.625未満	30
	0.625以上 0.650未満	25
	0.650以上 0.690未満	20
	0.690以上	0
②令和2年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和2年度の再生可能エネルギー導入状況	7.50%以上	20
	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、属表「各用語の定義」を参照。

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（平成30年12月改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

## 2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1（1）の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

属紙「適合証明書」

## 3 契約期間内における努力等

- （1）契約事業者は、契約期間の1年間についても、1（1）の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- （2）1（1）の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1（1）の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定 義
①令和2年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	<p>「令和2年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。</p> <p>地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和2年度の調整後二酸化炭素排出係数</p>
②令和2年度の未利用エネルギー活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和2年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和2年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和元年度の供給電力量（需要端）(KWh)で除した数値 （算定方式）</p> $\text{令和2年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和2年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和元年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ <p>1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。</p> <p>① 工場等の廃熱又は排圧</p> <p>② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」（以下「FIT法」という。）第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）</p> <p>③ 高炉ガス又は副生ガス</p>



<p>②令和2年度の未利用エネルギー活用状況</p>	<p>3 令和2年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4 令和2年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>③令和2年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの  (算定方式) <math display="block">\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100</math> 令和2年度の再生可能エネルギーの導入状況(%) = <math display="block">\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100</math></p> <p>① 令和2年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(KWh)）</p> <p>② 令和2年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kwh)）（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。）</p> <p>③ グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kwh）（ただし、令和元年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）</p> <p>④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kwh）（ただし、令和2年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）</p> <p>⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kwh）（ただし、令和2年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）</p> <p>⑥ 令和2年度の供給電力量（需要端(kwh)）</p> <p>1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。）</p> <p>2 令和2年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①+②+③+④+⑤）には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3 令和2年度の供給電力量（⑥）には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>

<p>④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化）</li> <li>・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入）</li> </ul> <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>
-----------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

適 合 証 明 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

分任契約担当官  
自衛隊愛媛地方協力本部長 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇  
商号又は名称 〇〇株式会社  
代表者氏名 〇〇 〇〇 印

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ( )	

2 令和2年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和2年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO2/kWh)		
②	令和2年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和2年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ~ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注1) 「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙第1により算出した値を記載

注2) 2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注3) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

## 電気使用量について ( 年 月 分)

## 1 従量電灯

契約電力量	Kw
-------	----

使用期間	月 日 ~ 月 日
------	-----------

計器	前日	最大	有効	無効
当月(外)指示数				
前月(付)指示数				
差引				
乗率	×8,000	×8,000	×8,000	×8,000
修正率				
使用量	Kwh	Kwh	Kwh	Kwh

燃料費調整単価	円
---------	---

月間力率	%
------	---

## 2 低 圧

契約電力量	Kw
-------	----

使用期間	月 日 ~ 月 日
------	-----------

計器	前日	最大	有効	無効
当月(外)指示数				
前月(付)指示数				
差引				
乗率	×8,000	×8,000	×8,000	×8,000
修正率				
使用量	Kwh	Kwh	Kwh	Kwh

燃料費調整単価	円
---------	---

月間力率	%
------	---

## 電気料金計算書（ 年 月分）

## ○ 使用実績（従量電灯）

使用期間	月 日～ 月 日
契約電力量	kw
使用電力量	Kwh
最大電力	Kw
力率	%

## ○ 電気料金（従量電灯）

	単価		料金適用電力	力率修正	料金
基本料金	円	×	Kw	× (185% - 力率)	円
電力量料金	円	×	Kwh		円
燃料費調整額	円	×	Kwh		円
小 計					円
消費税等相当額					円
請求金額					円

## ○ 使用実績（低圧）

使用期間	月 日～ 月 日
契約電力量	kw
使用電力量	Kwh
最大電力	Kw
力率	%

## ○ 電気料金（低圧）

	単価		料金適用電力	力率修正	料金
基本料金	円	×	Kw	× (185% - 力率)	円
電力量料金	円	×	Kwh		円
燃料費調整額	円	×	Kwh		円
小 計					円
消費税等相当額					円
請求金額					円

払込期限	年 月 日
------	-------



再生可能エネルギー由来電力量の内訳 (〇月)

1 再生電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー 源種類	割当電力量 (kwh)
合計 (kwh)			

2 証書による環境価値移転量 (環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを供給する場合のみ記載)

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー 源種類	環境価値移転量
合計 (kwh)			

総計 (kwh)

月別予定使用量  
(令和5年4月～令和6年3月)

	従量電灯予定使用量 (kwh)	低圧予定使用量 (kwh)	備考
令和5年 4月	3, 100	100	
令和5年 5月	3, 000	100	
令和5年 6月	3, 100	900	
令和5年 7月	3, 400	4, 000	
令和5年 8月	3, 200	4, 700	
令和5年 9月	100	100	
令和5年10月	100	100	
令和5年11月	100	100	
令和5年12月	0	0	
令和6年 1月	0	0	
令和6年 2月	0	0	
令和6年 3月	0	0	
年間合計	16, 100	10, 100	